

第235回広島県都市計画審議会

- 1 日 時 平成27年11月17日(火)10:00～10:45
- 2 場 所 広島県庁北館2階 第1会議室(広島市中区基町10番52号)
- 3 出席委員 別紙のとおり
- 4 議題等 (1)備後圏都市計画道路の変更について
(2)立地適正化計画の取組みについて
- 5 担当部署 広島県土木建築局都市計画課地域計画グループ
(082)513-4117(ダイヤルイン)
- 6 議事録

目 次

第235回広島県都市計画審議会全体審議	1
1 開会	1
2 議事	2
第1号議案 備後圏都市計画道路の変更について	2
報告事項 立地適正化計画の取組みについて	10

第235回広島県都市計画審議会全体審議

1 開会

開会 10:00

○司会 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から、第235回広島県都市計画審議会を開催いたします。

それではまず、皆様にお配りした資料の確認をさせていただきます。本日お手元にお配りしておりますのは、審議会次第、委員名簿、配席表、資料1、資料2でございます。

また、事前に送付した資料としては、議案集、議案の概要書、参考資料がございます。

資料の不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

次に、前回の審議会以降に委員の異動がございましたので、御紹介させていただきます。恐れ入りますが、お手元の委員名簿を御覧ください。新たに9名の委員に御就任いただいておりますので、ご紹介いたします。

審議会条例第2条第1項第1号に規定する「学識経験のある者」からの委員で、法律の分野として、平成27年9月1日付けで就任の 日山 恵美 広島大学大学院准教授です。本日は所用により御欠席でございます。

続きまして、審議会条例第2条第1項第2号に規定する「関係行政機関の職員」からの委員について御紹介いたします。平成27年10月20日付けで就任の 丸山 隆英 中国地方整備局長です。本日は代理者に御出席いただいております。

同じく「関係行政機関の職員」から平成27年10月26日付けで就任の 小川 晴基 中国運輸局長です。本日は代理者に御出席いただいております。

続きまして、審議会条例第2条第1項第4号に規定する「県議会の議員」からの委員について御紹介いたします。平成27年10月1日付けで就任の 岡崎 哲夫 議員です。

同じく、松岡 宏道 議員です。

同じく、宮 政利 議員です。本日は所用により御欠席でございます。

同じく、田川 寿一 議員です。

続きまして、審議会条例第2条第1項第5号に規定する「市町の議会の議長を代表する者」からの委員について御紹介いたします。平成27年10月20日付けで就任の 永田 雅紀 広島市議会議長です。本日は所用により御欠席でございます。

同じく、「市町の議会の議長を代表する者」からの委員で、平成27年10月1日付けで就

任の 加計 雅章 北広島町議会議長です。

それでは、会の進行は、審議会運営規程第5条により、会長が「会の議長」となっております。塚本会長、よろしくお願いいたします。

○塚本会長 皆さんおはようございます。それでは、審議に入ります。会の進行に御協力をお願いいたします。

本日の出席委員は12名です。2分の1以上の出席となっておりますので、審議会条例第5条の規定により、この会は有効に成立いたしますことから、これより第235回広島県都市計画審議会を開会いたします。

まず、議事録署名委員を指名いたします。今回は、杉原委員と田川委員をお願いいたします。

続きまして、昨年度まで会長代理を務めていただいていた折登委員が退任されたので、新たに会長代理を決定したいと思います。

広島県都市計画審議会条例第4条第3項により、会長が指名することとなっておりますので、私から指名させていただきます。

次の会長代理には、西名委員を指名いたします。なお、西名委員は本日欠席されていますが、事前に会長代理の就任については了解を頂いております。よろしくお願いいたします。

2 議事

第1号議案 備後圏都市計画道路の変更について

○塚本会長 では、議案の審議に入ります。

本日は、付議案件が1件と事務局からの報告事項が1件です。

それでは、第1号議案について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 第1号議案の「備後圏都市計画道路の変更」について御説明いたします。

個別路線の御説明の前に、長期間未着手となっている都市計画道路の見直しの状況についてご説明します。

現在、都市計画道路の整備率は、約6割強となっておりますが、様々な要因で事業に着手していない区間の中には、建築制限が長期化した区間が存在しているため、都市計画の必

要性などの検証を行う見直しを進めています。

資料1の「長期未着手都市計画道路の見直し状況について」を御覧ください。

1「経緯」です。平成16年3月の都市計画審議会で「長期未着手都市計画道路の見直しに取り組む」こと、また、翌平成17年4月には、見直しのガイドラインとなる都市計画道路見直し基本指針を策定し、市町にお示ししています。

2「見直し方針の策定状況」です。平成26年度末で、広島市を除いた17の該当市町のうち、15市町が方針の策定を完了しており、28年度末には残る2市町においても見直し方針を策定する見込みとなっています。

(2)は見直し方針を決定した区間の状況を延長で示した図です。この図の下側のカッコ書きに示した見直し検討区間を対象として、昨年度末で全体検討延長は約270.4kmに対し、方針を決定したのが262.2km、全体の約97%です。内訳としては、廃止・縮小が約3割の73.7km、存続が約7割の188.5kmとなっています。

3は「都市計画変更までの手続き」で、各市町が「見直し方針」を策定したのち、個別路線の状況に応じ、都市計画の手続きを経て変更することとしております。

見直しの状況については以上です。

それではここから第1号議案の「備後圏都市計画道路の変更」について御説明します。

議案集は1ページからですが、スライドで御説明します。なお、お手元の配布資料では資料2の1ページからとなります。説明時間は約18分を予定しております。

スクリーンには、福山市が策定した長期未着手都市計画道路の見直し方針図を示しています。

黒色の区間は、整備済み、もしくは事業中の区間です。

青色の区間は、現時点では未整備ではあるものの、現都市計画どおり「存続する」とされた道路です。

赤色の区間は、社会経済情勢の変化等を踏まえ、「廃止候補」とされた道路で、12路線、22区間、約10kmとなっています。

今回、御審議いただくものは、この見直し方針において、県が定める都市計画道路のうち、一部区間が「廃止候補」とされた路線とこれに関連する7路線と、国道486号の事業計画の変更に基づく2路線の、合わせて9路線となります。

はじめに、見直し方針に基づく北部地域の3路線について、御説明いたします。スクリーンには、北部地域の見直し方針図を示しています。

最初に「新市宮内線」を御説明します。新市宮内線は、現計画では延長約2,420m、幅員16mとして決定している路線です。今回の変更区間は、「廃止候補」とされている起点側約140mの区間と、のちほど新市駅家線の変更で御説明しますが、事業計画変更に伴う地下歩道の削除による約40mの区間です。

次に、新市宮内線の変更の経緯について御説明します。新市宮内線は、旧新市町における経済発展の促進、交通の円滑化、産業の充実を図る市街地の南北軸として、昭和37年に都市計画決定され、南側の区間は一般県道新市松永線を含み、広域的な交通を導く役割を期待されていました。その後、中央を横切る芦田川の南側に位置する相方地区では、新市工業団地や佐賀田団地が計画され、土地利用及び交通形態に大きな変化が生じることとなりました。相方地区と国道486号のアクセス強化を目的とした佐賀田大橋の計画に伴い、都市計画道路 新市井原線が決定され、佐賀田大橋の完成に伴い、県道 新市松永線のルートを変更しました。このことにより、新市宮内線の担うべき役割が、新市井原線へ移っていることから、新市駅家線より南の区間の都市計画を廃止します。

こちらの画面の赤色で囲まれた部分が、新市宮内線と新市駅家線が交差する部分の平面図です。図のように新市駅家線から南側を削除します。また、この交差点に計画されていた地下歩道区域を削除することにより、新市駅家線より北側の約40mの区間を変更し、起点を新市駅家線からとします。地下歩道区域の削除については、のちほど新市駅家線の説明の際に、併せて説明します。

スクリーンには、新市宮内線の新旧対照図を示しており、黄色の区域を削除し、緑色の区域に変更します。また残る区間について新たに車線の数を定めることとし、2車線に決定いたします。

続いて、北部地域の「駅家神辺線」及び「中野駅家線」の変更について説明します。

スクリーンには見直し方針図を示しており、近田万能倉線、中島倉光線、万能倉連絡線の3路線の一部の廃止候補区間について、決定権者である福山市において、都市計画の変更手続きが進められています。この福山市決定路線の変更に伴い、交差する県決定路線である駅家神辺線において2か所、中野駅家線において2か所の交差点区域の隅切りが変更になります。

スクリーンには、駅家神辺線の新旧対照図を示しており、黄色の区域を削除します。

次に、中野駅家線の新旧対照図を示しており、黄色の区域を削除します。また中野駅家線については、新たに車線の数を定めることとし、2車線に決定します。

次に、北東地域の1路線について御説明します。

スクリーンには北東地域の見直し方針図を示しております。このうち北東地域では、「王子帰り線」の1路線が対象となります。

王子帰り線は、現計画では延長約1,800m、幅員16mとして決定している路線です。今回の変更区間は、「廃止候補」とされている終点側約740mの区間です。王子帰り線は、福山市臨海部への日本鋼管福山製鉄所の立地に伴う、旧神辺町の発展を見据え、総合的に検討された都市計画道路網の一部として、昭和39年に都市計画決定され、旧神辺町の中心市街地の交通を周辺の幹線道路へ導く役割を期待されていました。

今回の見直し区間は、福山市都市計画マスタープランにおいて、旧山陽道に面した神辺本陣を中心とした白壁のまちなみを、重要な歴史的資源として保全する必要があるエリアとして位置づけています。また、福山市では、廉塾や神辺本陣について、保存管理計画を立て、今後、敷地内の建物と周辺環境の整備を行う予定としています。このため古い街並みを活用したまちづくりを行う区間について、都市計画を廃止します。

スクリーンには、王子帰り線の新旧対照図を示しており、黄色の区域を削除します。また残る区間について新たに車線の数を定めることとし、2車線に決定します。

次に、中央・東部地域の3路線について御説明します。

スクリーンには、中央・東部地域の見直し方針図を示しています。中央・東部地域では、「一文字堤防線」の変更と、「一文字堤防線」の変更に伴い、交差する交差点区域の変更を行う「沖野上箕島線」と「福山駅箕島線」の3路線が対象となります。

一文字堤防線は、現計画では延長約3,460m、幅員20mとして決定している路線です。今回の変更区間は、「廃止候補」とされている起点側約1,240mの区間です。

一文字堤防線の決定経緯を説明します。昭和36年の日本鋼管福山製鉄所の立地を受け、鉄鋼を基軸とした臨海性工業を促進するため、昭和39年に日本鋼管や箕島地区の埋立計画を含む福山港港湾計画が策定され、福山駅箕島線が決定されました。その後、新たな企業立地と、それに伴う港湾貨物取扱量の増加に対応するため、港湾計画の変更が行

われ、この港湾計画の変更と共に、福山駅箕島線の臨海部への延伸と、新たに一文字堤防線が都市計画決定されました。

一文字堤防線は、福山駅箕島線と連携し、箕島地区などの臨海部への交通を導く役割を期待されていました。その後、昭和51年には、福山港港湾計画に基づく箕島地区の段階的な埋立事業と連携し、沖野上箕島線が箕島地区へ延伸され、併せて箕沖線が決定されました。これにより、沖野上箕島線などの周辺道路の整備が進み、一文字堤防線の代替道路として機能することとなりました。また、廃止区間の大部分は市街化調整区域であり、今後も沿道の土地利用が見込めないことから、都市計画道路としての必要性が低下しているため、当該区間の都市計画を廃止します。

スクリーンには、一文字堤防線の新旧対照図を示しており、黄色の区域を削除します。また、残る区間について新たに車線の数を定めることとし、4車線に決定します。

一文字堤防線と交差する沖野上箕島線と福山駅箕島線については、一文字堤防線の一部廃止に伴い、不要となる隅切りの区域を削除します。

スクリーンには、沖野上箕島線と福山駅箕島線の新旧対照図を示しており、黄色の区域を削除します。

続いて、国道486号の事業計画変更に基づく「新市駅家線」と「新市井原線」の2路線の変更について御説明します。

新市駅家線は、昭和37年に都市計画決定され、現計画では延長約4,520m、幅員30mとして決定している路線です。今回の変更区間は、立体横断施設として計画されている地下歩道の削除に伴う区域の変更であり、計画されている全5箇所立体横断施設区域を削除します。

新市駅家線の決定経緯を説明します。旧新市町は、備後工業整備特別地域として指定され、工業用地として発展が見込まれておりました。そのため、新市駅家線は、旧新市町における経済発展の促進、交通の円滑化、産業の充実を図るため、広域的な交通を導く役割を期待されていました。立体横断施設については、将来交通量の増加を見据えて行われた道路幅員の増にあわせ、交通流動の円滑性確保のため、平成8年に追加されています。この度、長期未着手都市計画道路の検討に合わせ、現地調査及び検討を実施したところ、旧新市町時代に見込んでいた将来人口の予測が減少していることや工業の衰退等により、平成8年時に比べ、将来交通量が大きく減少することとなりました。これにより、歩行者等の平

面横断による車両交通の遮断時間があっても、交通流動の円滑性が確保できるため、立体横断施設の区域を削除します。

こちらが地下歩道の平面図で、全部で5箇所決定されています。最初に説明した新市宮内線の地下歩道削除についても、この中に含まれています。

スクリーンには、新市駅家線の府中市境付近交差点を映しており、左側に新旧対照図、右側に変更前の平面図を示しております。右側の青の着色部分が現計画による地下歩道の位置で、これを廃止し、左側新旧対照図の黄色の区域について削除します。

こちらは新市交番東交差点の新旧対照図です。

こちらは新市東交差点の新旧対照図です。

こちらは大開団地北交差点の新旧対照図です。

こちらは戸手高校入口交差点の新旧対照図です。

新市駅家線と交差する新市井原線についても、新市駅家線と同様に立体横断施設の区域が決定されていますので、同様に黄色の区域を削除します。また、新たに車線の数を定めることとし、2車線に決定します。

以上が変更の内容です。

本案について、平成27年9月28日から10月13日まで、2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

変更案については、福山市から、異存のない旨の回答を頂いております。

また、長期未着手都市計画道路の見直し方針に基づく、福山市決定の7路線並びに関連する3路線の変更については、11月4日の福山市都市計画審議会において審議され、当該都市計画の変更について、適当である旨を答申されております。

以上で第1号議案の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○塚本会長 ありがとうございます。かなり多岐にわたる説明でしたが、何路線かの廃止に伴う、この審議会で審議すべき路線についての変更ということで、いくつかタイプに分けて説明があったと思います。

補足で説明いただきたいのですが、車線数を決定しているというのは、わからない方もいらっしゃると思うので、以前がどうで、今回どうなったということを御説明いただけますか。

○事務局 都市計画法に基づきまして、最初は車線の数を定めることとされておりましたが、年次は忘れましたが平成12年くらいの都市計画法の改正に基づいて、車線の数を定めることとなりました。それ以前は、道路の幅員、延長、起終点などを定めておりま

したけれども、その法改正以降は、併せて、2車線とか4車線とか、そういった車線の数を定めることとされています。法改正により、すぐ車線の数を定めることは求められておらず、都市計画変更の案件が生じたときに、その案件に併せて車線の数を定めることとされておりましたので、このたび、これまで車線の数を定めていなかった路線については、この度の都市計画変更の機をとらえて、車線の数を定めさせていただくことをしています。

○塚本会長 ありがとうございます。最後のところで「車線を決めました」というのは今のような理由ですので、何か特別なことではないとご理解いただけたと思います。

それではいくつかの路線について御説明がございましたが、御質問あるいは御意見がございましたら、どなたでも結構ですのでお願いいたします。

○宇田委員 資料2の11、一文字堤防線区間廃止について、別に反対するわけではないのですが、この辺りは工業団地が整備されて、また港湾施設もこの先、コンテナヤードや埋立て、エコ団地等、いろいろな意味でまだまだ発展するので交通量も増えていくだろうと考える地域でもあるわけですね。あるいは福山東IC・福山西ICから降りて来て、この一文字地区自体が今後の流通の拠点になるとか、また大阪とかでは今、物流で地域にセンターなどを作って、買い物に来たり、旅行に来たりしていますが、そのように旅行プラス消費のセンターを作ったりという意味では、この地域というのは極めて交通量も増えて発展するだろうと考えられている地域なのです。

そこでこの図を見て、福山から2本、箕島あるいは沖野上から箕島線が入ったために交通量がいらなくなってきたということはわからないでもないのですが、井桁状に整備した方が交通の円滑化や、何かあったときにそちらに流せるという点から見ると、ここの変更区間廃止というのが、ちょっと異様な、普通では考えられないような感じもするのです。福山市の都市計画審議会での議論や、それを離れて事務レベルで、ここが廃止決定した経緯がわかれば、さっきの説明でもわからないことはないのですが、できればもう少し説明をお願いしたいと思います。

○塚本会長 ありがとうございます。お願いいたします。

○事務局 福山市の長期未着手都市計画道路の見直し方針を定めております。これにつきましては、市の都市計画審議会でも議論されているところではありますが、当初、都市計画決定された路線に対して、現在の将来交通量の推計並びに周辺の土地利用状況などを踏まえて、必要性というものを議論されています。その中で、当初見込んでいたほど将来交通量がのってこない、あるいは代替となる路線があるために整備の必要性が減ってきた、ある

いは、今後事業を進めるにあたり、経済的な状況から事業着手までかなりな長期間を要して、その間、都市計画制限をかけ続ける必要がないもの、こういったものについては、都市計画を現時点で残しておくのではなく、また改めて必要性が生じたときに都市計画の位置を検討していきましょう、ということも考えまして、都市計画の廃止の候補路線を抽出しておられるものです。

その中で、この一文字堤防線の赤の区間については、代替する路線がございますし、周辺の土地利用が市街化調整区域であることから、沿道利用がそれほど見込まれないという状況から、現時点でも1車線が通れるくらいの道路がありますけれども、これで当面の交通需要は確保できると判断しまして、都市計画の廃止の候補路線とされたものでございます。

○宇田委員 よくわかったのですが、都市計画審議会等で、これに対する疑問とか、市から意見が出たとか、地元から出たということはなかったのですか。

○事務局 市の都市計画審議会でも、特にこの件については大きな疑問や御意見が出たということは聞いておりません。

○宇田委員 結構でございます。

○塚本会長 ありがとうございます。

他にございますでしょうか。今のような御質問でも結構です。

○杉原委員 案の縦覧とか、福山市の都市計画審議会では、あまり意見が出なかったということで、その前の地元説明会が開催されたと思いますが、そこでは何か地元住民の皆さんから御意見などはありましたでしょうか。

○事務局 地元説明会のほかにも、パブリックコメントなどをして、市民の方々の意見を募っています。その中で、都市計画を廃止することによって道路の整備がなされないのではないかと、というようなお話がありました。これについては、都市計画事業で道路を整備するのではなく、必要に応じて通常の道路事業によって、部分的な拡幅とか部分的な整備とかは可能な旨をお答えしています。

ほかにも、本来の都市計画の姿として、従前、都市計画決定をしていたのだから、むやみに廃止するものではない、といった都市計画の理念に沿ったご意見もありましたけれども、それに対しては、適時適切に見直すことが都市計画制度の運用指針、国で定めた運用指針にも定められていますので、この度は福山地域の都市計画道路網について、現在の状況に鑑みて、適切に見直しをしていると考えています。大きな御意見については以上です。

○塚本会長 ありがとうございます。よろしいですか。

○**杉原委員** では、地元の皆さんの同意は得たということによろしいですね。

○**事務局** はい、概ね同意を得ることはできました。

○**塚本会長** ありがとうございます。他にございますでしょうか。

特にありませんか。よろしゅうございますでしょうか。

今回の案件は、多くが、廃止に伴う既存の道路の区間、区域を少し整理するという内容が主であったと思います。そのようなことで、特に御質問あるいは御意見がございませんようでしたら、第1号議案については原案通りと決してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○**塚本会長** ありがとうございます。御異議はございませんでしたので、第1号議案は原案通りといたします。

以上で全ての議案は終了いたしました。

報告事項 立地適正化計画の取組みについて

○**塚本会長** ここで事務局から報告事項がありますので、説明をお願いいたします。

○**事務局** それでは報告事項として、立地適正化計画の取組みについて御説明します。

我が国では、これからの人口減少、高齢社会を迎え、高齢者や子育て世代にとって安心できる健康で快適な生活環境を実現することが必要となっています。

国においては、昨年7月に「目指すべき人と国土の姿」として、2050年を見据えた国土づくりの基本戦略として、スクリーンに示しますように、「コンパクトプラスネットワーク」として、コンパクトな拠点とネットワークの構築を掲げた「国土のグランドデザイン2050」が策定されました。

その中で、中山間地域等では、人口減少に伴い、住民の生活に必要な生活・福祉・サービスを既存集落などの一定のエリアに集め、その周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ小さな拠点を形成していくこととされています。

一方、都市部においては、マスタープランで、コンパクトな街を目指すという目標を示しているのとどまっている都市が多く、具体的な施策までの展開は少ないのが現状です。

このような背景の中で、国においては昨年8月に改正都市再生特別措置法を施行し、市町村が作成した立地適正化計画に基づき、集約型都市構造の実現に向けた具体的な施策の推進を積極的に支援することとされています。

立地適正化計画は、市町都市計画マスタープランの高度化版といわれ、経済・財政面において持続可能な都市経営を可能とするため、従来の土地利用の計画に加えて、福祉・医療・商業等の都市機能の立地や、公共交通の充実等により、都市機能及び居住機能を長期にわたって緩やかに誘導することにより、コンパクトシティに向けた取組みを推進しようとするものです。

次にこの制度の内容について御説明いたします。

スクリーンには立地適正化計画のイメージを表示しています。立地適正化計画は、都市計画区域において作成することができ、青色点線の市街化区域等の内側に赤い丸で示された都市機能誘導区域と、これを取り囲む青色の居住誘導区域を定める必要があります。

都市機能誘導区域では、生活サービス機能を誘導するエリアと、当該エリアに誘導する施設を設定します。また、都市的サービスの維持には人口密度の維持が重要な要素との観点から、居住を誘導し、人口密度を維持するエリアとして、居住誘導区域を指定することとされています。

赤い丸で示された都市機能誘導区域を交通ネットワークで結ぶことにより、公共交通を軸とするまちづくりを推進することとなります。

居住の誘導は、短時間で実現するものではなく、計画的な時間軸の中で、進めていくべきもので、1つの将来像として、概ね20年後の都市の姿を展望することが考えられますが、併せてその先の将来も考慮することが必要となります。

以上が簡単ではございますが、制度の説明になります。

次に、計画策定に向けた県内市町の取組み状況について御説明します。

県内においては、今年度7月末時点で7市町が、立地適正化計画の作成について具体的な取組みを表明しており、そのうち5市町が、今年度から策定作業を行っています。

ここで、県としての関わりですが、各市町が立地適正化計画を作成しやすいよう、広域的な調整を図ることや、県の定める都市計画区域マスタープランに則したものとする観点から、必要に応じ、協議・調整すること、また、立地適正化計画推進にあたっての支援等、計画の作成に向けた情報共有、意見交換など、各市町と連携を図っていきたいと考えています。

以上で報告事項の説明を終わります。

○塚本会長 ありがとうございます。

ここで説明されたというのは、何か、都計審として、今後、こういう事案が起こってくるということですか。または、今、こういう政策なり都市計画のトピックがあるということ、どちらになるのでしょうか。

○事務局 県の都市計画審議会におかれましては、この立地適正化計画を直接審議していただくことは、現在想定しておりません。ただ昨年以降の国のグランドデザインの策定状況とか、立地適正化計画を定める都市再生特別措置法の改正といったことに加えて、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」といった国の取組みというものは、今後の都市計画をご検討いただくにあたってぜひ知っておいていただきたい内容でございますので、この度、今年度各市町でも立地適正化計画作成の取組みが始まったことをとらえまして、報告をさせていただきました。

○塚本会長 ありがとうございます。そういう位置づけですので、これは各市町でそれぞれ、非常に苦労しながら取り組み始めていらっしゃるのを聞いております。直接ここではないかもしれませんが、それを踏まえた案件が出てくるのかもしれないので、ぜひ、ご承知おき、または関心を持っていただければと思います。ありがとうございます。

これについて、御意見、御質問等ございますでしょうか。

○杉原委員 計画中の7つの市町とか、策定中の5つの市町はどちらなのか教えてください。

○事務局 策定中が、広島市、竹原市、三原市、福山市、府中市の5市で、検討中が庄原市と大竹市の2市になります。

○塚本会長 よろしゅうございますか。ありがとうございます。

他に御質問等、ありますでしょうか。これはなかなか難しい内容だと思いますので、また適宜、状況等を踏まえて情報提供いただければと思います。

特にございませんようでしたら、以上をもちまして、本日の審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

○司会 ありがとうございます。

次回の審議会は、2月頃を予定しています。議案や日程等を調整次第、御案内させていただきますので、よろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

閉会10:45

第235回広島県都市計画審議会委員名簿

平成27年11月17日時点

出席 2条1項1号委員（学識経験のある者）

氏名	役職名	摘要
○ 塚本としあき	広島大学教授	会長
のぶすえかずゆき	広島商工会議所副会頭	
○ すぎはらかずみ	広島国際大学教授	
ひだやまえみ	広島大学准教授	
ふじわらあきまさ	広島大学教授	
にしなくだいさく	広島大学教授	
○ むらたわかよ	県立広島大学准教授	
はらだひろこ	内閣官房地域活性化伝道師	
原田弘子		

2条1項2号委員（関係行政機関の職員）

氏名	役職名	摘要
○ 丸山たかひで	中国地方整備局長	
○ なかやしゅういち	中国四国農政局長	
○ おがわはるもと	中国運輸局長	
○ みやぞのつかし	広島県警察本部長	
宮園司史		

2条1項3号委員（市町長を代表する者）

氏名	役職名	摘要
○ 平谷ゆうこう	尾道市長	
ひらたにゆうこう		

2条1項4号委員（県議会の議員）

氏名	役職名	摘要
○ 宇田しん伸	県議會議員	
やまきやすお	〃	
きどつねひろ	〃	
○ おかぎきてつお	〃	
○ まつおかひろみち	〃	
みや宮まさとし	〃	
○ たがわじゅいち	〃	
田川寿一		

2条1項5号委員（市町の議会の議長を代表する者）

氏名	役職名	摘要
○ ながたまきのり	広島市議會議長	
永田雅紀		
○ かか計まさあき	北広島町議會議長	
加計雅章		